

審査基準

A-e-17

令和4年5月13日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第108条の32の2第1項
処分の概要： 運転免許取得者等教育の認定
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法令の定め： 道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、第2条（運転免許取得者等教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）、第5条（認定の申請）
審査基準： 別紙1及び別紙2のとおり。
標準処理期間： 30日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 愛知県警察本部運転免許課
問い合わせ先： <ul style="list-style-type: none">・ 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条各号（第3号を除く。） 愛知県警察本部運転免許課指定教習所係 電話（052）951-1611 内線781-254・ 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条第3号 愛知県警察本部運転免許課講習実施係 電話（052）951-1611 内線781-260
備考：